農産物戦略的輸出拡大業務仕様書

1. 委託業務名

農産物戦略的輸出拡大業務委託

2. 業務の目的

本事業は、山梨県産農産物の輸出拡大に向けて、輸出環境の変化に応じ、充実したプロモーションを実施するとともに、中長期的視点で輸出商流の成功モデル構築に取り組むこと等により、ブランド価値の向上を図り、市場環境の変化にも負けない足腰の強い競争力を身につけ、生産者の更なる所得向上と山梨県産果実の輸出の安定的成長軌道を実現することを目的とする。

3. 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和6年3月31日(日)までとする。

4. 委託業務

(1) 全般的事項

「山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略」の内容を踏まえ、対象とする国・地域への県産農産物の輸出拡大に向けて、「商品の魅力を市場に認知させる充実した質と量のプロモーション」、「商品の質と量を安定して高位置に保ち、高付加価値商品として確実に消費者に届ける成功モデルの構築」、「現地の情報を正確に把握して施策に反映させるための市場調査」の3つを軸として、次項に示す現状・課題に対応し、業務目的の達成に向けて取り組んでいくこととする。

業務実施の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

- 県産農産物のうち、モモ、ブドウ、スモモを主たる対象品目とする。
- ・ 対象とする国・地域は、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAE、インドネシアのほか、将来的に有望なマーケットとして想定される中国、ベトナムとする。
- ・ プロモーションのターゲットは、対象とする国・地域で商流を構成する事業者(輸入業者・ 卸売業者・小売業者・レストラン業者等)及び消費者とする。

(2) 本業務で対応する現状と課題

本業務においては「山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略」に示す現状と課題に対応することとする。

ア 市場環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新たな行動様式の浸透や市場環境の 変化に対応したプロモーション手法の充実。

イ 海外産地との競争

海外産果実の品質向上を踏まえた上で、安定した高品質の維持による、海外産地との競争における優位性の確保。

ウ 輸出向け商品の確保

輸出向け商品の安定的確保に向けた関係事業者の意識共有。

エ 高付加価値商品としての市場認知

低品質・低価格商品の流通等販売価格帯の下振れ圧力に対応した高付加価値商品としての 市場認知と、それを裏付ける商流の維持・拡大。

オ デジタル化

非接触ニーズやEコマース等デジタル化の進展に対応したインターネットを活用した消費者との接点の強化。

(3) 委託業務の内容

ア プロモーション

小売店舗での販売促進イベント等(リアル)とSNS等のインターネットによる情報発信 (デジタル)で、市場の認知度の向上、消費者の購買活動の促進、商流関連事業者の取り扱い意欲の向上を狙う業務。

動画や写真、チラシ等、プロモーションに活用する各種素材の作成も業務に含むものとする。

事業実施に当たっては、事業効果測定のため評価指標を設定し、結果が把握できるようにすること。

(ア) 果実流通期における商流を活用した現地プロモーション(リアル・デジタル)

主たる対象品目であるモモ、ブドウ、スモモを対象とし、これらの果実が流通している時期**に、小売店舗やレストラン、ECサイト等において、販売促進イベント等の手法によるプロモーションを実施すること。

また、SNSを活用するなど、インターネットによる情報発信を効果的に組み合わせたプロモーションとすること。

※ ハウス栽培のモモの流通期(5月)から、冷温貯蔵されたブドウの流通期(1月頃) までが目安となる。

(イ) 年間を通して実施するデジタルプロモーション

SNS等のツールにより、年間を通じて山梨県産農産物に関する情報発信を行うこと。 情報発信に当たっては、各国・地域の公用語によって行うこと。

年間を通じて実施するデジタルプロモーションは、主たる対象品目であるモモ、ブドウ、スモモを中心として実施するものとし、その他の県産農畜水産物や、山梨の魅力的な地域資源に関する情報もあわせて提供することにより「やまなし」全体のブランド力を向上させる内容とすること。ただし、主たる対象品目以外で対象とする県産農畜水産物や地域資源に関しては、県との打ち合わせの上で決定することとする。

イ 成功モデルとなる商流の構築

主たる対象品目のうちモモ、ブドウを対象とし、これらの果実が高品質で高価格な商品として市場認知されるよう、ブランド価値の向上と競争力の強化に繋がる、産地から輸出先国・地域の小売事業者までの商流を企画し、参画事業者に対する伴走的な支援によって成功モデルへと育てていく業務。

生産・流通関係事業者と山梨県との三者が連携して取り組み、県産果実輸出のビジネスとしての魅力向上、輸出先市場における安全・安心の信頼醸成、山梨県産果実の取引条件の向上等を目指す。

県と密な連絡調整のもと、モモ及びブドウを取り扱い品目として3件以上の輸出商流を対象に、物流の向上(品質管理体制の改善、輸送体制の改善、トレーサビリティの確保等)や、産地と輸出先国・地域の事業者・消費者との関係性の向上(「やまなし」を全面に打ち出した売り場づくり等)等の取り組みを実施すること。ただし、県との調整の結果により、取り扱い品目がモモ又はブドウのどちらか1品目となる場合がある。

業務に当たっては、産地から輸出先国・地域の小売事業者まで、参画する事業者との連絡・調整を密にし、市場のニーズに応じて具体的な仕様を企画すること。この際、デジタル技術の活用等、先端的な手法も積極的に導入を検討し、取り組みの効率化や高収益化を図るよう工夫すること。

輸出先国・地域の小売事業者又は購入者へのアンケート等を行い、取り組みの結果を適切に評価し、今後に活かすことができる情報として整理すること。

ウ 市場調査

的確なPDCAサイクルの実行により取り組みを継続的に改善し、施策の有効度を高めていくための業務。

主たる対象品目であるモモ、ブドウ、スモモを対象とし、市場環境、消費者ニーズ、消費 行動等の動向を正確に把握するために必要な調査を実施すること。実施に当たっては、各国・ 地域における小売業の実態(各社又は各店舗における、顧客層、販売価格帯、販売規模等) に関する情報収集を行うこと。

市場調査結果は集計・分析し、施策改善に有用な情報に整理するとともに、業務委託期間中に活用可能な情報については「ア プロモーション」及び「イ 成功モデルとなる商流の構築」の業務に活かすこと。

エ その他

委託業務は、仕様書及び企画提案書をもとに、業務の進捗状況や海外市場の状況等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。

(4)対象とする国・地域

ア プロモーションの対象とする国・地域

香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAE、インドネシア、中国、ベトナムとする。

(ア) 香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAE

小売店舗等での販売促進イベントとSNS等による情報発信を組み合わせたプロモーションを実施すること(上記「4(3)ア(ア)及び同(イ)」に示す業務)。

小売店舗等での販売促進イベントについては、「山梨県果実輸出促進協議会」が実施する販売促進イベントと連携することも可とする。

(イ) インドネシア、中国、ベトナム

インターネットを活用したプロモーション(上記「4(3) ア(4)」に示す業務)のみの実施でも可とする。

中国、ベトナムは植物検疫制度上、主たる対象品目の輸出ができない状況にあるが、将来的に有望な市場と想定し、輸出解禁を見据えたプロモーションを実施すること。

イ 成功モデルとなる商流の構築の対象とする国・地域

香港又は台湾を必須とする。

その上で、シンガポール、マレーシア、タイ、UAE、インドネシアを対象とすることも 可とする。

ウ 市場調査の対象とする国・地域

香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAE、インドネシア、中国、ベトナムとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響等への対応

プロモーションの実施時期や場所については、新型コロナウイルス感染症の影響や県産果実 の流通時期等を勘案し、柔軟に対応すること。

新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残るなど、小売店舗店頭での販売促進イベント等によるプロモーションについて実施を見送らざるを得ない場合においても、インターネットの活用拡大等の代替手段によってこれを補完し、目的の達成に向けて、業務を遂行すること。

5. 県への実施状況報告等

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者と毎月3回程度の打ち合わせを実施すること。

9月末日時点の業務実施状況について、10月末日までに中間報告書(様式は問わない)を提出すること。

委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書(第1号様式)を県に提出すること。

6. 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報(個人情報・企業情報を含む)等については山梨県に 帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改変したものを含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を 行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

7. 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「農産物戦略的輸出拡大業務委託契約書」 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報 共有を密にしなければならない。

8. その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

【様式1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

代表者氏名: 印

農産物戦略的輸出拡大業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた農産物戦略的輸出拡大業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

農産物戦略的輸出拡大事業 委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和5年 月 日 ~ 令和6年3月31日

事業受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- 次の1から4の項目とその説明文に沿って作成してください。
- 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- この様式によって作成する場合、この作成上の留意点及び四角で囲まれた説明文は 削除して結構です。

1 プロモーション

・ 対象地域毎に実施状況を記載してください(共通事項については纏めて記載しても結構です)。 【イベント等の実施状況】

日時、内容、参加者リスト、評価指標の達成状況(参加者数、参加者からのリアクションなど)など。

【インターネットを活用したプロモーション】

活用したツール、投稿内容、評価指標の達成状況(フォロー・リーチ・リアクション等の件数)など。

- 県産果実等と組み合わせてプロモーションを行った地域資源を記載してください。
- ・ 実施状況の写真や、作成した写真、動画データをCD-Rで提出してください。

2 成功モデルとなる商流の構築

・ 構築した商流毎に実施状況を記載してください(共通事項についてはまとめて記載しても結構です)。

【商流構築に向けた取り組みの概要】

商流構築に向けて、どの様に取り組んだか。

【商流の企画概要】

構築した商流の企画について。

【参画事業者とそれぞれの取り組み状況】

どの様な事業者が参画し、それぞれがどの様な役割分担のもとで、どの様な取引の流れで輸出事業に取り組んだか。

【輸出の実績】

それぞれの商流の輸出実績(時期・量・金額など)、現地小売店や購入者の評価(他国産果実や他産地産果実との比較など)など。

3 市場調査

- ・ 全ての実施対象地域について、実施状況とその結果を記載してください。 (調査対象/実施方法/調査内容と件数/回答と件数/調査結果のまとめ/分析結果など)
- 業務委託期間中に調査結果を活用した場合は、その内容を記載してください。
- 対象地域毎のプロモーション戦略を記載してください。

4 まとめ

- 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。
- ・ 実施成果(業務終了時点で顕在化しているもの)を記載してください。